

## むつ市議会第266回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和7年12月11日（木曜日）午前10時開議

### ◎諸般の報告

#### 【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第95号 令和7年度むつ市一般会計補正予算

#### 【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 6番 櫻田 秀夫 議員
- (2) 7番 住吉 年広 議員
- (3) 12番 佐藤 広政 議員
- (4) 1番 佐藤 武 議員

本日の会議に付した事件

### ◎諸般の報告

#### 【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第95号 令和7年度むつ市一般会計補正予算

#### 【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 6番 櫻田 秀夫 議員
- (2) 12番 佐藤 広政 議員
- (3) 1番 佐藤 武 議員

出席議員（21人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	高橋	征志	4番	濱田	栄子
5番	杉浦	弘樹	6番	櫻田	秀夫
8番	白井	二郎	9番	富岡	直哉
10番	村中	浩明	11番	野中	貴健
12番	佐藤	広政	13番	東	健而
14番	中村	正志	15番	井田	茂樹
16番	浅利	竹二郎	17番	岡崎	健吾
18番	佐々木	隆徳	19番	佐賀	英生
20番	大瀧	次男	21番	佐々木	肇
22番	富岡	幸夫			

欠席議員（1人）

7番	住吉	年広
----	----	----

説明のため出席した者

市長	山本	知也	副市長	吉田	真一
副市長	齋藤	友彦	教育長	阿部	謙一
公営企業 管理業者	吉田	和久	代査委員	氏家	剛一
選挙管理 委員会	畑中	政勝	農委員	坂本	正一
総務部長	松谷	勇	農委会	小笠原	洋一
財務部長	吉田	由佳子	策推進長	石橋	秀治
健康福祉 部	斉藤	洋一	市民生活 部長	高橋	嘉美
こみどり 部	菅原	典子	健康福祉 推進次長	一戸	義則
こみどり skiffice office にり所	山崎	学	農林水産 部長	木下	尚一郎
商工観 光部			まちづくり 推進部長		

管 理 計 者	中 村 智 郎	選 舉 管 理 會 長 事 務 局	野 坂 武 史
監 查 委 員 長	澁 田 剛	農 業 會 長 林 部 事 事 務 局 產	立 花 一 雄
教 育 部 長	福 山 洋 司	教 育 會 局 備 監 事 務 設 術	畑 中 涉
上 下 水 道 長 民 部 事 局 市 生 理 活	小 田 晃 廣	川 內 庁 舍 長	池 田 雅 文
大 畑 庁 舍 長	松 本 邦 博	野 所 沢 長 林 部 事 協 庁 農 水 副 理 務 課 管	山 崎 拓 也
總 務 部 長 長	立 花 幸 一	總 務 課 管 員 務 主 務 務	鈴 木 明 人
總 務 部 課 查	佐 々 木 大	總 務 課 主 務 務	岩 崎 李 恋

事務局職員出席者

事 務 局 長	上 林 妙 子	次 長	石 田 隆 司
總 括 主 幹	堂 崎 亜 希 子	主 幹	佐 藤 孝 悦
主 任 主 査	瀬 角 朋 也	主 任	浜 端 快

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、12月3日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがありました。先日開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本定例会で一般質問の通告をしていただきました住吉年広議員から、通告内容の全部を取り下げる旨の申出がありました。議長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第95号 令和7年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第95号 令和7年度む

つ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、4億8,531万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、430億8,057万1,000円となります。

まず、歳出についてであります。民生費では、燃料価格高騰の影響を特に強く受けている住民税非課税世帯を支援するための福祉灯油購入費助成事業費のほか、物価高騰の影響を特に強く受けている子育て世帯を支援するための物価高対応子育て応援手当支給事業費を計上しております。

商工費では、市民生活と地域経済の両面を支援するため、物価高騰の影響を受けている全ての市民の皆様に対し商品券を配布する物価高騰重点支援事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、12月12日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

## ◎日程第2 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第2 一般質問を行います。

今日は、櫻田秀夫議員、佐藤広政議員、佐藤武

議員の一般質問を行います。

### ◎櫻田秀夫議員

○議長（富岡幸夫） まず、櫻田秀夫議員の登壇を求めます。6番櫻田秀夫議員。

（6番 櫻田秀夫議員登壇）

○6番（櫻田秀夫） おはようございます。公明党、公明・自由会派の櫻田秀夫です。

初めに、12月8日、青森県東方沖を震源とする大規模地震が発生し、むつ市でも震度5強の強い揺れがあり、津波警報が発令されました。被害に遭われた全ての方に心よりお見舞い申し上げます。

発災直後、市は防災無線やSNS等で迅速に情報を発信し、避難指示が発令されました。夜通し対応に当たっていただいた市長をはじめ職員の皆様、そして医療機関の皆様、住民の安全確保に尽力してくださったことに深く敬意と感謝を申し上げます。

市内では、大きな人的被害を避けることができませんでしたが、今後も余震や後発地震の可能性は続いています。市民の皆様には、どうか市からの情報に注意していただくとともに、避難先や家族との連絡方法など、日頃から備えを確認し合ってくださいますようお願い申し上げます。市と市民が一体となって、この状況を乗り越えていきましょう。

それでは、むつ市議会第266回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、フレイル予防について、1項目めです。高齢者の健康長寿と地域共生社会の実現に向け、フレイル予防、転倒抑止、社会参加施策について質問いたします。

近年フレイルは、加齢による不可避な現象ではなく、早期発見と適切な介入により、可逆的に改善できることが国内外の知見で示されています。

また、政府の身体活動、運動に関する最新ガイドラインは、高齢者に対して筋力、バランス、柔軟性を含む多要素運動を週数回行うことが有益と推奨しており、自治体の介入や地域資源の活用が進みつつあります。これらの知見を本市の施策設計に反映させるべきだと考えます。

以上を踏まえ、本市におけるフレイル予防の基本方針について伺います。

フレイルは、身体的要素に加え、認知、心理、社会的孤立が複合して進行する概念であり、早期の介入、多職種連携、地域資源の活用が重要です。将来的には、地域包括ケアの枠組みの下で、ICTやエネルギー使用データ等の新技術を補助的に用い、広くリスクを把握して、早期支援につなげる取組も検討すべきです。

そこで、1点目、本市におけるフレイル予防の基本的な考え方と将来展望について伺います。

2点目、転倒予防と運動施策について、高齢者の転倒はフレイル悪化の契機となるため、転倒予防は重要な施策です。世界的なガイドラインや国内の研究は、バランス訓練、機能的な運動を含む多要素運動プログラムを少なくとも週3回程度継続することが有効としています。

市としては、既存の健康教室や地域サロンを活用しつつ、理学療法士等の専門家による段階的プログラム作成、地域ボランティアの研修、オンラインを併用した遠隔参加支援、運動参加を継続させるための環境を整備することが必要と考えます。

そこで、2点目、高齢者の転倒防止に向けた運動プログラムの充実について伺います。

次に、3点目、社会参加・地域づくりについてお伺いいたします。孤立予防は、フレイル対策の重要な一角です。地域の居場所づくり、世代間交流、ボランティアの育成活用、公共施設や温泉等の地域資源を生かしたイベントや定期交流会の支

援が効果的です。自治体の中には、温泉の入浴料助成の提供等で高齢者の外出、交流を促進し、健康増進や地域経済支援につなげている事例があります。本市としても、地域との連携を通じ、孤立防止につながる具体的な施策をどのように推進するのか。そこで、高齢者の孤立防止や社会参加を促す取組について伺います。

次に、2項目め、こども基本法に基づく「こどもの意見反映」の市としての姿勢と方針について伺います。本市におけるこども・若者政策は人口減少や地域コミュニティの変化が進む中で、今まさに重要度を増しています。国では、こども基本法の施行により、こどもの意見表明の権利が明確に位置づけられ、自治体にはその声を政策に反映することが求められています。また、若者世代への参画促進は、多くの自治体で将来世代の政策形成力を高める施策として位置づけられています。

現場を支える教職員の皆様、そして日々こどもを見守る保護者の皆様の声を踏まえつつ、本市としてどのように、こども、若者の声を受け止め、未来の市政につなげていくか、本日はその具体的な在り方を伺います。

そこで、1点目、こども基本法第11条に基づく意見表明の権利への理解と現状について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 櫻田議員のご質問にお答えいたします。

まず、フレイル予防についてのご質問につきましては、健康づくり推進監からの答弁とさせていただきます。

次に、こども基本法に基づく「こどもの意見反映」の市としての姿勢と方針についてのご質問、

こども基本法第11条に基づく意見表明の権利への理解と現状についてお答えいたします。市では、国のこども基本法の理念を踏まえ、令和6年4月にむつ市こどもの笑顔まんなか条例を施行しております。この条例は、むつ市の将来を担っていく大切な存在であるこどもが地域の一員として尊重され、その健やかな成長を地域全体で支援するための基本理念を定めたもので、第10条においては、こどもに関わる施策等について、こどもが意見等を表明する機会を設けるとともに、こどもの意見等を尊重するよう努めることとしております。

昨年度から実施している小学4年生から高校生のこどもの笑顔まんなかモニター事業では、これまでにアンケート調査を3回実施しているほか、中学生の声を市政に届けるこども議会、こども、若者の「ふらっと」や、若者世代が参加した次期総合経営計画に係る策定市民会議を開催し、ここで得られたこども、若者の意見は、市のこども施策の検討や、計画策定評価に関するエビデンスとして担当部署間で共有し、活用することとしております。

市といたしましては、むつ市こどもの笑顔まんなか条例にありますように、こどもの意見が尊重される取組を通し、市、保護者、地域がこどもの声を尊重することの重要性と、それぞれの役割についての理解を深め、こどもまんなかのまちづくりに地域全体で取り組んでいけるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監健康福祉部次長（高橋嘉美）

フレイル予防についてのご質問の1点目、フレイル予防の基本方針についてお答えいたします。

市では、「一人ひとりがつながり健やかに生活できるまち むつ」を基本目標とし、令和7年3月に策定されたむつ市健康増進計画第3次健康むつ21、重要施策3、ライフコースアプローチを踏

また健康づくりの高齢者項目において、フレイル予防を健康づくりの重要な施策の一つとして位置づけております。

また、第4次むつ市食育推進計画や第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画におきましても、生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命延伸のためにフレイル予防を重要施策としております。

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階をいいますが、フレイルになっても自分自身の状態と向き合い予防に取り組むことで、心身の機能の回復や改善が可能になると言われております。

市民の皆様が自分らしく健やかに生活できるためには、まずは健康づくりの意識向上と予防活動を強化することが重要だと考えております。

具体的には、フレイル予防の普及啓発、生活習慣の改善支援、地域における健康づくりの活動の促進や高齢者の社会参加を促す活動を重視し、フレイルの早期発見と予防に取り組んでまいります。

また、将来的な展望についてであります。市民の皆様が自ら健康づくりに取り組み、フレイルにならないよう支え合う仕組みづくりが大切であると考えており、地域の高齢者の皆様が自主的に参加する介護予防セミナー等の健康講座や地域サロンなどの通いの場等を充実させることにより、予防活動や地域全体で実施される環境を整えていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、転倒予防と運動施策についてお答えいたします。市では、これまで地域の通いの場で実施しているいきいき百歳体操を中心に、身近な場所で継続しやすい介護予防の取組を進めてまいりました。この活動は、町内の集会所を中心に市内19か所で開催されており、地域に密着した活動として、多くの高齢者の方々にご参加いただいております。

参加者の皆様は、運動を通じて健康を維持するとともに、地域で活発に交流を深めております。また、理学療法士による体力測定や動画撮影を行い、歩行能力と椅子からの立ち上がりや歩行速度、方向転換などの複合的動作能力を確認する検査を導入し、参加者の皆様一人一人の筋力やバランス機能を把握した上で運動指導を行う体制を整えております。

この取組により、参加者に対してより効果的な運動プランを提供することが可能となり、転倒防止に向けた予防効果を高めることができていると考えております。

今後もこの取組をさらに充実させ、転倒予防に向けた対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、社会参加・地域づくりについてお答えいたします。高齢者の積極的な社会参加、生きがいづくりの推進は、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画においても重要施策としており、地域での交流の場を提供することが孤立を防ぎ、健康的な生活を支える鍵になると認識しております。

市では、NPO法人やボランティア団体、町内会などの地域団体が主体となって運営する地域サロンや介護予防活動を支援し、高齢者の方々が身近な場所で交流できる機会を提供しております。これらの活動は、地域住民同士のつながりを強化し、孤立を防ぐ効果が高いとされており、またこうした活動に参加されている方は地域の方々に見守られることとなり、社会的孤立の予防に大きな効果をもたらしていると考えております。

現在実施している市民の皆様が自発的に運営する地域サロンの数は年々増加し、令和7年11月末現在、町内の集会所や公民館など市内30か所で開催されております。参加者同士の社会的交流が活発になることで心の健康が維持され、精神的なフ

レイルを予防することにつながることから、市といたしましては、引き続き参加者が無理なく続けられる環境を提供してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

フレイル予防の事業の内容はどのようなものか、またこの事業の実施による効果はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監健康福祉部次長（高橋嘉美）お答えいたします。

まず、フレイル予防の内容につきましては、予防の3つの柱である栄養、運動、社会参加を中心に内容を組み立てております。これは、地域で実施する健康教室や健康相談、集いの場やいきいき百歳体操などの介護予防事業等様々な事業で実施しております。

また、事業実施による効果につきましては、令和7年度から具体的なデータでの評価分析を行い、検証できる体制を整えております。

詳しい評価と効果検証につきましては、来年度以降にはなりますけれども、参加者の皆様からは「歩くことを続けていきたい」、「食事ではたんぱく質を取ることを考えていきたい」などのお声があり、フレイル予防に関する意識づけの部分においては一定の効果はあったものと考えております。

事業参加されている方々に対し、フレイル予防のため、どのようなアプローチが効果的であるのかを常に検討し、一人一人に寄り添った事業の実施に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ちょっと関連して、今市が緊

急通報システムということで事業をやっていますが、これについてちょっと質問させていただきたいと思います。

緊急通報システムは、在宅高齢者の安全確保に大変有効的です。最近では、電力使用データ等を活用した行動の変化を検知するサービス等も登場していると聞いております。そこで、市の緊急通報システムの利用状況と、それから今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監健康福祉部次長（高橋嘉美）お答えいたします。

市では、高齢者等の安全安心を支えるため、急病等の緊急時に迅速な通報、対応につなげる緊急通報体制と整備事業を平成元年度から実施し、持病や障がいをお持ちの65歳以上の独り暮らしの方や高齢者のみの世帯の方などで設置希望があった方を対象に調査を行い、設置が必要と判断した方に対し、緊急通報装置の設置を行っております。

利用状況といたしましては、令和7年10月31日時点で70件の利用登録があり、利用実績は令和2年度85件、令和3年度81件、令和4年度76件、令和5年度71件、令和6年度69件の利用となっております。

今後の方向性につきましては、近い将来において独り暮らしの高齢者等の増加が見込まれる現状で、むつ市に居住される皆様が住み慣れた地域で安心して生活できることを最優先に、現在の緊急通報装置の設置継続が妥当なのか、もしくはほかのシステムの導入を検討する必要があるかなど、他自治体の実施状況も把握しながら、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

ニーズは、非常にあるものと受け止めておりま

すし、大事なものだと思しますので、踏まえて継続していただきたいと強く願います。

次に、孤立予防の目的から、温泉を活用した交流の場を設ける居場所づくりと温泉利用補助についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 健康づくり推進監。

○健康づくり推進監健康福祉部次長（高橋嘉美）

お答えいたします。

現在市が管理しております入浴施設の中で、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市老人福祉センター、むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉の3施設につきましては、入浴後の歓談や交流の場として、どなたでも利用可能な休憩スペースが整備されております。

また、むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉は、集いの場として活用されており、定期的な健康相談や地域コミュニティー団体であるわきのさわ温泉湯好会の皆様による定期的な出店販売も開催されるなど、地域のコミュニケーションの場となっております。

次に、温泉利用に対する補助についてですが、むつ市ふれあい温泉川内とむつ市コミュニティセンター脇野沢温泉は、一般の入浴料金が380円、むつ市老人福祉センターは230円となっておりますが、いずれの施設も市内在住の75歳以上の方の入浴料金につきましては110円となっております。

また、3施設につきましては、10回分の入浴料金が12回分入浴できる回数券を販売するなど、物価高の影響を受けやすい高齢者の方に配慮した料金設定をし、温泉を交流の場として気軽に利用していただけるような環境づくりに努めているところでございます。

今後におきましても、入浴施設を利用した高齢者の孤立予防や居場所づくりににつきましては、他自治体の事例などを参考にしながら、むつ市に合

った対策につきまして調査研究してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。市の温泉施設というのは、すごくいいなと思ひますし、自分もたまに好きで行くことがありますけれども、そういう地域交流の場とかに積極的に行く方、男性よりも女性のほうがすごく多くて、男性は単身世帯なかなか、ちょっと出るという方が意外と少ないような感じもしますし、思います。

先ほどのフレイルのいろんな今行っている施策をお伺いしましたけれども、最後にちょっと要望させていただきますと、フレイル予防を本市の重要施策として明確に位置づけて、運動、栄養、社会参加を一体化した実効性あるプログラムの策定が必要と感じます。

孤立防止のため、温泉を含む地域資源を居場所として活用する検討を進め、可能であれば試行的な入浴料助成、交流事業を実施し、効果を検証していただきたいと思ひます。

最後に、これまで本市の高齢者が安心して自分らしく暮らし続けられる地域をつくるためには、科学的根拠に基づく施策と地域の実情を踏まえた柔軟な実践が不可欠です。行政としてのリーダーシップ、地域との協働を強く求め、1項目め、フレイル予防についての質問を終わります。

次に、「こどもの意見反映」の市としての姿勢と方針についてお伺いします。まず、本市の現状を丁寧に確認させていただきたいと思ひます。国が定めたこども基本法では、こどもは保護される存在であるだけでなく、自分の意思を表明する主体であることが明確に位置づけられています。その理念に照らして、本市が策定する各種計画や施策がどれだけこどもたちの声を踏まえているのか、まず現状をしっかりと把握しておく必要があります。

そこで、こども基本法第11条では、こどもの意見が尊重されるべきと明確にされておりますが、本市ではこども施策が複数進行しているとしていますが、現在それらの計画策定過程にこどもの意見聴取がどの程度位置づけられているのか、具体的な実施例を含めてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

こどもの意見を反映させた計画といたしましては、令和4年3月に小学5年生と中学2年生からのアンケート調査の結果を反映させたむつ市子どもの貧困対策推進計画を策定しております。また、現在こども基本法に基づき、こども施策の総合的な計画となるこども計画を策定しているところであり、計画策定の過程においては、小学5年生と中学2年生の約700人と、15歳から39歳までの1,000人のこども、若者の皆様にアンケート調査を実施し、得られた課題や意見を踏まえ、こども計画を策定する予定としております。

さらに、むつ市こどもの笑顔まんなかモニターの皆様からいただいた様々な声を市の事業に生かせるよう、取組を進めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

続いて、本市の取組、見えている課題について触れたいと思います。国が示すこども大綱では、全ての自治体に対し、こどもの参画を制度として整えることが求められています。しかし、現場では意見聴取が単発で終わってしまい、施策には結びつきにくいという声もあります。課題を正しく把握し、改善につなげる仕組みが必要です。

そこで、国の大綱ではこれまで実施してきたこどもからの意見徴収の課題をどのように把握し、改善につなげていくのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

市では、こどもの意見を市の施策に反映させていくため、小学4年生から高校生までを対象としたこどもの笑顔まんなかモニター事業を実施しており、これまで市の施策に係るこどもの遊び場やこどもの権利、地球温暖化についてアンケートを実施しております。これらのアンケートを通じて得られたこどもの声は、今後施策を検討するに当たって、貴重な意見として活用してまいります。

また、今後は、より多様なこどもの意見を把握するため、日頃からこどもの事業に関わる方々にも積極的にこどもの声を集め、市に届けていただくよう働きかけていきたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。集めた意見がどう使われたのか、どう反映されるかというのを見える化することが不可欠だと考えます。本市として、こどもが見える形でのフィードバックをどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） こどもみらい部長。

○こどもみらい部長（菅原典子） お答えいたします。

こども計画の策定におきましては、こどもの意見聴取が必須のプロセスと位置づけられておりますので、今後も引き続き定期的にこどもたちへのアンケート調査を実施し、こどもの声を市のこども計画に適切に反映させていきたいと考えております。

また、こどもの笑顔まんなかモニターに対するアンケート調査の結果は、こどもモニターに直接メールでお返しし、市のホームページで公表するほか、全庁でも共有し、貴重な意見として活用を図ることとしております。

さらに、こどもモニターの意見がどのように施

策に反映されたのかについても、広くこどもにフィードバックする必要があると認識しております。例えば市内の小・中学校及び高等学校で児童・生徒に配布しているこどもモニター募集のチラシにアンケート実施後の検討結果や実施された施策を掲載するなど、こどもの意見がどのように反映されたのかを確認できる手段を検討してまいります。

こどもたちが自分の意見が反映された実感できるように、今後もフィードバックの方法を工夫してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。こどもモニターの記事を、11月の記事を見させていただきましたし、今までは恐らくこどもたちも、こどものためにどういう施策をしているのかというのが分からなくて、市が行っていたとしても、それが理解できなかった部分もあったかと思えます。ただ、モニターに参加したこどもからの声で、やはり今までは大人は分かっていなかったという思いがあったかと思うのですけれども、実際むつ市はこどもに優しいまちだと実感したというモニターの声もあったかと思えます。

本当にそういう貴重な大事な部分でありますし、議会としても今回初めて中学生との意見交換をやらせていただきました。なかなかこういう場というのがない、直接触れ合えないと聞き入れない、理解できない部分もありますので、大事だと感じました。これからも継続して行っていただきたいと思えます。

次に、現在市では、若者の声を市政に反映するためにどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 私自身が市長に就任して以来、市民目線で市民の皆様と一緒に新しいむつ市をつ

くっていきたいと、そういう思いから「ふらっと」を開催しておりますけれども、これは若者はもとよりあらゆる世代の皆様、そして様々な分野の皆様との対話を通じて、その声を市政に反映させる、そして課題解決につなげていくことを目的としております。

また、市のまちづくりの指針となります最上位計画のむつ市総合経営計画の策定に当たりましては、むつ市総合計画策定市民会議におきまして、高校生、また大学生の皆様にも市の将来像やその実現に必要な取組についてご提案をいただいております。加えて計画の毎年の効果検証という部分では、大学生にむつ市総合開発審議会の委員として市の取組の改善に向けて検討いただいているところでございます。

このような形で、若者の意見を市政に反映させ、時代に即した効果的な施策を展開できるよう取組を進めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。では、実際に受けた声がどのように、どのような事業に反映されているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 政策推進部長。

○政策推進部長（小笠原洋一） お答えいたします。

現行のむつ市総合経営計画策定の際に開催したむつ市総合経営計画策定市民会議でいただいたご意見を例に一部紹介させていただきます。

まず、教育分野では、「大学や医療系の学校が欲しい」というご意見が青森明の星短期大学下北キャンパス、青森大学むつキャンパス及び八戸学院大学むつ下北キャンパスの3つの高等教育機関の誘致につながっております。

また、産業分野では、「第一次産業に関わる企業誘致が必要」、さらに「水産資源に強いむつ市にしたい」というご意見がスマート農業の拠点と

なる大規模トマト工場の誘致や脇野沢地区での青森サーモンの養殖事業へとつながっております。

そのほかにも、各分野において若い方のご意見を反映した事業を展開しておりますが、今後におきましても「ふらっと」をはじめ様々な場面で広く意見を拾い上げ、市の取組が効果的なものとなるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） ありがとうございます。

では最後に、先日行われましたこども議会を終えて、市としてどのように受け止めたのか、率直な所感を市長、教育長、感想をいただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 11月4日に開催されましたこども議会では、議場におきまして、むつ市中学生いじめ防止宣言書の制定に向けた話合いと、議会大会議室におきまして、各学校から提案されましたテーマについて話し合うチームミーティングが行われたと思っておりますけれども、中学生のこども議員からは、中学生目線での提案、意見交流、そして発表がありました。

まず、こども議員が時間をかけて話し合いました悩みながらも一つの形にまとめ上げたむつ市中学生いじめ防止宣言書は、力強く心に響く内容でありました。この宣言書を基に、各校で生徒主体のいじめ防止への取組が推進され、誰もが安心して笑顔で過ごせる学校づくりにつながることを願っております。

また、チームミーティングに私もアドバイザーとして参加をさせていただきましたけれども、どの提案も自分たちの暮らす地域の課題について、中学生の視点で的確に捉えたものばかりでありました。意見交流の様子からも、「今のむつ市をもっとよくしたい」、「自分たちもその力になりた

い」という強い思いが感じられ、むつ市の明るい未来を感じた瞬間となっております。

率直な感想といたしましては、今後はこども一人一人の声を大事にするために、直接学校訪問をしたいと思った瞬間となっております。これからも様々な機会を通して、より多くのこどもたちの声に耳を傾け、こどもの笑顔があふれる市政を推進してまいりたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） むつ市こども議会は、市内小・中学生が議会での活動を通して市政と市議会の役割を理解するとともに、次代を担う市民としての自覚を深めることを目的として実施いたしております。

本年度のこども議会において、第1部ではむつ市中学生いじめ防止宣言書の制定に向けた話合いが行われました。宣言書は、ホスト校からの提案を基に各中学校で検討を重ねたものであり、こども議員は当日の話合いを含め、宣言書制定への取組全体を通じて、いじめのない学校づくりの大切さを実感する機会となりました。

また、第2部では中学生による市政全般や地域の課題についての提言を基に意見交換を行うチームミーティングを実施いたしました。意見交換の過程を通して、自分たちの住む地域を見詰め直し、むつ市の将来について、より深く考える機会とすることができました。

当日は、代表者の出席でありましたが、その準備段階では各学校において十分に議論がなされていることをうかがうことができました。こうしたことをもって、地域を担う人材が確実に育っていることを実感することができた事業であったと考えております。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（櫻田秀夫） 市長、教育長、ありがとうございました。

ここまで、こども、若者の意見を市政に反映する仕組みについて伺ってまいりました。未来を担う世代の声を大切にす文化を社会全体で育ていくことが本市の持続可能性につながると確信しております。

その上で行政が中心となり、集めた声を施策化につなげ、その結果をこどもたち自身に返していく、その循環をつくり上げていただきたいと思います。

最後に、未来をつくるのは今を生きるこどもたちと若者世代です。その声を誠実に受け止め、市政に反映し、生まれ育ったまちで夢を描けるむつ市を共に築いていくことを心から願い、私の一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、櫻田秀夫議員の質問を終わります。

ここで、午前10時55分まで暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤広政議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤広政議員の登壇を求めます。12番佐藤広政議員。

（12番 佐藤広政議員登壇）

○12番（佐藤広政） 市誠クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第266回定例会にて、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者各位におかれましては、明確なご答弁をよろしくお願ひ申し上げます。4項目7点について質問させていただきます。

まず、1項目めの教育行政の1点目は、長期休暇期間の統一についてであります。長期休暇、夏

休み、冬休みの開始、終了について、むつ市内小中学校は統一しているのか、お伺いいたします。

2点目は、エアコン、スポットクーラー設置状況についてお伺いいたします。市内小中学校の設置状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

3点目は、市内小中学校トイレ洋式化の進捗状況について、市内小中学校の水洗トイレ洋式化の進捗除状況をお伺いいたします。

4点目は、学びの多様化学校について、現状不登校生の受入体制はどのようになっているのか、現状の受入体制に不備があるのかお伺いいたします。

続きまして、2項目めの福祉行政についてお伺いいたします。お買い物支援の事業経過について、これまでの事業経過についてお伺いいたします。

3項目めは、除雪体制について、除雪担当職員は1人になっていたが、その後は改善されたのか、各分庁舎において除雪担当職員は1人となっていたが、その後改善策等はされたのかお伺いいたします。

4項目めは、世界を見据えた各種事業の進捗・今後の展開についての世界夜景遺産について、認定後の具体的な取組と変化は、入り込み客数、また変化があったのか、客数は増えたのか、何か変わったのか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） まず、教育行政についてのご質問につきましては、教育委員会から、福祉行政についてのご質問及び除雪体制についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、世界を見据えた各種事業の進捗・今後の展開についてのご質問、世界夜景遺産認定後の具

体的な取組と変化についてお答えいたします。世界夜景遺産認定後の具体的な取組についてですが、昨年7月の認定後、11月に釜臥山展望台で世界夜景遺産認定記念イベントを実施したほか、12月には北九州市での国内夜景サミットに参加し、世界夜景遺産認定までの歩みとともに、当市の魅力をプロモーションしております。

また、本年1月には世界夜景遺産認定記念事業として光のアゲハチョウを題材にした俳句や短歌のコンクールを実施し、525点にも上るご応募をいただき、表彰式や応募作品の展示会を通じて市民の皆様と世界夜景遺産認定をお祝いいたしました。

本年度におきましては、展望台屋上に設置していた夜景案内看板を多言語対応に改修したほか、10月には青森県出身の人気漫画家である武井広之氏の原作で、作中にむつ市の町並みも登場する「シャーマンキング」シリーズのキャラクターを夜景観光大使に任命し、書き下ろしイラストを使用した夜景PRポスターを作成しております。この夜景観光大使任命につきまして、市SNSに投稿したところ、歴代トップクラスの閲覧数となり、大きな話題となったところであります。

次に、入り込み客数の変化についてですが、釜臥山展望台への昨年度の来館者が1万7,376人に対し、今年度の来館者は1万8,434人と増加しております。また、夜間に訪れる方の割合につきまして、昨年度は全体の16.9%でありましたが、今年度は17.8%と増加傾向にあることや、県内の方の割合が昨年度の28.1%に対し、今年度は31.4%と増加しておりますことから、世界夜景遺産認定の効果が出ているものと考えております。

引き続き話題性の高いコンテンツの活用、快適に鑑賞するための環境整備及び集客につながるイベント等を通じたプロモーションの実施に努め、

市民の皆様とともに生活の営みから飾られる光のアゲハチョウを守っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（福岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤広政議員のご質問にお答えいたします。

まず、教育行政についてのご質問の1点目から3点目につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の4点目、学びの多様化学校についてお答えいたします。まず、こどもたちへの支援の現状についてであります。市内全ての小中学校において、学校の中のもう一つの居場所として校内教育支援センターを設置し、教室とは別の場所でエネルギーを蓄えたり、気持ちを落ち着かせたりすることができるような支援を行っております。

また、学校とは別に教育研修センター内にむつ市教育支援センターを開設し、学校復帰を目指した不登校支援を行っております。現在39人の小中学生が登録しており、1日平均10名程度が利用し、学校復帰に向けてエネルギーを蓄えられるよう、多様な支援を行っております。

加えてむつ市教育支援センターでの教育相談を充実させ、むつ市内の各学校と通学生や教育相談内容について情報共有するなど、アウトリーチ支援を行っているほか、学校や相談機関とつながっていない児童・生徒を対象に、メタバースによる不登校支援を重層的に展開いたしております。

一方で、こうした支援とは別に少人数で学びたい、自分のペースでゆっくり学びたい、そうしたニーズも高まっており、当市においても学びの多様化学校の開校を望む声が寄せられております。そのため、こどもたちのもう一つの選択肢が必要であると考え、学びの多様化学校の設置に至った

ものであり、同校におきましては、1対1の個別学習から始める、1日4時間授業である、行事等を子どもたちとともに考える等の柔軟な教育活動が想定されております。

教育委員会といたしましては、学びの多様な学校の設置を含め、誰一人取り残さない支援と教育環境の整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 教育行政についてのご質問の1点目、長期休暇期間の統一についてお答えいたします。

学校の長期休業期間につきましては、むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条に定められており、夏季休業日は7月22日から8月23日まで、冬季休業日は12月24日から1月14日までとなっております。ただし、校長が教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会に届出をすることにより、別に定めることができることとなっております。

次に、ご質問の2点目、エアコン、スポットクーラー設置状況についてお答えいたします。市内小中学校のエアコンの設置状況につきましては、普通教室、特別支援教室、保健室、職員室、校長室、事務室及び用務員室について、本年6月までに全ての学校で設置が完了しており、快適な学習環境が提供されております。

なお、エアコンの設置が整うまでに普通教室等で利用しておりましたスポットクーラーにつきましては、順次特別教室へ移設する計画としております。

次に、ご質問の3点目、市内小中学校トイレ洋式化の進捗状況についてお答えいたします。トイレの洋式化につきましては、令和6年度までに小学校5校、中学校4校の合計9校の洋式化が完了しております。今年度は、工事の設計をしている

学校もあり、残りの学校につきましても順次整備していく方針としております。

○議長（富岡幸夫） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（斉藤洋一） 福祉行政についてのご質問、お買い物支援の事業経過についてお答えいたします。

お買い物支援は、令和5年度に実施いたしましたスマイル・トークリレー「FLAT」におきまして、複数の町内会様より移動手段や移動販売車の導入に関するご要望があったことから、その必要性について認識したところであります。このお買い物支援につきましては、まちづくり、福祉、流通、交通など多くの視点から、よりよい解決策を探るため、令和6年1月に市役所内でプロジェクトチームを編成し、同年2月、まずは事前調査として買物環境等に関するアンケートを実施しております。

事前調査は、町内会長、民生委員児童委員、老人クラブ連合会をはじめいきいき百歳体操参加者、連合婦人会、保健協力員及び税の申告のために来庁した方や、温泉を利用されている方を対象に紙による調査を実施するとともに、市の公式LINEをはじめとしたウェブ回答方式による調査も併せて行い、その結果2,368件の回答を得ております。

事前調査の回答者の年齢につきましては、75歳以上が34.3%と最も多く、次いで65歳から74歳が27.7%で、65歳以上の回答者が全体の62%を占めておりました。

調査結果につきましては、年代にかかわらず、自家用車で買物に行かれる方が多いことや、車で買物に行かれる方も自宅から店舗への距離が遠くなると買物の頻度が少なくなること、高齢の方でも店舗から80メートル以内に居住する方は買物頻度が多いこと、またインターネットを利用した買物をする方が一定程度いることが分かりまし

た。

そのほか、移動販売車の実態調査や市内路線バスの現況を把握するために、交通事業者に対するヒアリング調査も実施した結果、スーパーや最寄りのバス停までの移動手段の問題、出産後間もない方などの支援、近隣関係との希薄さによる地域コミュニティの問題など、買物という行為を取り巻く様々な課題があることを認識したところですが、若い世代や居住地等による買物に対する認識の違いなどをより詳細に把握する必要があるものと判断し、令和7年1月に市内9,000人を対象とした将来の買物を考えるアンケートを実施したところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） 除雪体制についてのご質問、除雪担当職員は1人となっていたが、その後改善されたのかについてお答えいたします。

むつ市議会第264回定例会における野中議員の一般質問の中で、各分庁舎の除排雪担当の人数は何名いるのかとの質問につきまして、各分庁舎の所長が「担当職員は1名である」と答弁したところですが、市の業務全般におきまして、主担当は1名であります。除排雪業務につきましても、事務の主担当として配置している職員は1名ですが、現場のパトロールや市民の皆様の要望や苦情に対応する人員といたしましては、主担及び副担の2名で対応しているほか、降雪が多いときなど担当だけで足りない場合は、庁舎全体で対応しており、主担当の1名だけに負担がかからないような体制を整えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、教育行政の長期休暇の統一について再質問をさせていただきます。ご答弁では、各学校ごとに届出期間内であれば自由度があるということではございましたが、それでは逆に日にちを統一して、一斉に始業式、終業式を行うことは可能なのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 先ほど答弁いたしましたとおり、休業日等は規則により統一してありますので、規則どおりとなれば、一斉に始業式、終業式となるかと思えます。

一方で、先ほども答弁いたしました、校長が教育上必要があると認める場合には、あらかじめ教育委員会に届出をすることにより、別に定めることができることとなっております、届出を行い、規則とは異なる休業日としている学校もあるというのが実情でございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ありがとうございます。

ご答弁では、教育上必要であれば、届け出ることによって、規則とは異なる休業日等としている学校もあるということではございますが、その場合生徒数が少ない学校も出てくるのではないかなと思っております。そこで、その場合の防災食育センターでは、少人数には対応できているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 防災食育センターでは、調理能力を3,500食とする大量調理を前提とした全自動の機器や設備等を導入しているため、少量調理を行った場合、温度設定や調理時間のばらつきが生じ、安定した品質の給食の提供が困難となることから、最小調理数を1,000食としており、その1,000食の範囲で対応しているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それでは、今3,500食ということで、調理最小数を1,000食ということではございましたが、1,000食に達しないときに出勤しなければならぬような学校があった場合には、時期的には暑い時期でも家庭からおかず以外の米飯を持参しなければならない状態があったということをお聞きしております。ご父兄の方々は、気温を考えれば、一抹の不安があったのではないのでしょうかと私としては考えております。

そこで、これまで自校式では対応できたものができなくなってしまうこのような状況に、不便を感じているのではないかなと思っております。日にちを統一するべきではないのかなと思っておりますが、その点のお考えをお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 休業日の変更につきましては、学校の校長先生の判断で届出されて変更しております。その主な理由といたしましては、地域のお祭りに参加するときを休業日とするために、例えば夏休みを調整したり、修学旅行の日程の関係で調整したりという学校がありまして、そういった理由で届出をされていると承知しております。

教育委員会では、学校の自主性を重んじておりますので、各校長の判断におきましては尊重しておりますし、給食の提供も含めて総合的に休業日の判断をいただいているものと認識しております。

なお、防災食育センター、今年度から稼働した施設でございますので、昨年度のうちにこの1,000食ということが最低食数ということをご説明さしあげて、そういったことを含めて休業日の判断をいただいているものと認識しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今ご答弁の中にも自主性を尊重するのは大変素晴らしいことであると思っております。

ですが、基本児童・生徒の安全安心も非常に大切なことだと思っております。各学校の地域的な背景もあると思うのですが、昨今の異常気象で当市でも気温の上昇はかなり高い状況だと思っております。そこら辺を考慮していただくことを、考えていただくことを校長会等にお伝えしていただき、対応していただけるよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは次に、エアコン、スポットクーラー設置状況について再質問をさせていただきます。先ほども述べましたが、当市でも気温の上昇が著しい中で、本年の6月でエアコン配備が完了している状態になったということは、本当によかったと思っております。これは、市長の即断、英断に感謝を申し上げます。

エアコンの設置が整うまで、普通教室等で利用しておりましたスポットクーラーにつきましては、順次特別教室へ移設する計画であるということでございましたが、それでは再質問をさせていただきます。

特別教室へのエアコン、スポットクーラーの設置状況は、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 特別教室のエアコンの設置につきましては、ルームエアコンが設置されているのはパソコンルームが7校、図書室、多目的室が1校、給食室が3校、体育館、ミーティングルームが1校となっております。

なお、スポットクーラーにつきましては、各校からの希望を取り、移設することとしており、今年度中に移設を完了する予定となっております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 本年度中にスポットクーラーのほうも設置が完了することではございましたが、これまで整備において、不具合や意見等

は何かあったのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 設置したエアコンの中には、電源が入らない不具合、初期の不具合が数件ありましたが、すぐに新しい機器と交換し、支障が出ないように対応しております。

寄せられた意見といたしましては、エアコン設置への感謝の声がほとんどで、ありがたく思っておりますが、エアコンを設置していない廊下や特別教室が暑く感じるというご意見もいただいております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今ご答弁でありましたように、エアコンを設置していない廊下や特別教室が暑く感じるということではございましたが、そこで暑さ対策への現場からの声等はどのようなものがあったのかということなのですが、また今後新たなそれに対する対策は検討しているのかお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 先ほど答弁いたしましたとおり、廊下や特別教室が暑く感じるというご意見につきましては、従来から学校に配置している扇風機を活用していただくなどし、暑さをしのいでいただいたところでございます。

特別教室につきましては、今年度中に移設を完了する予定でありますので、次年度特別教室につきましても、快適に学習に取り組めるのではないかと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ご答弁ありましたように、廊下の暑さというのは、ちょっとしようがないのかなと私も考えております。

学習環境が改善されているという実感はありますが、学習といえば教室や特別教室だけではなく、体育館も立派な教室の一つだと思っております。

そこで、体育館へのエアコンの設置等の計画はあるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 体育館へのエアコンの設置等につきましては、費用面等様々課題がありまして、現在のところ具体的な計画はございませんが、防災の観点から文部科学省でも避難所となる学校施設の防災力強化を推進しておりまして、学校体育館への空調整備を加速させる方針を打ち出されておりますので、教育委員会といたしましても、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今ご答弁にありましたように、本当に防災の観点からも必要であると思います。この部分は、教育委員会のみ予算ではかなり難しい問題なのではないかなと考えます。ぜひ防災等を考えた形で、庁舎横断的に考えていただいて、早い実施を考えていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3点目の市内小中学校トイレ洋式化の進捗状況について再質問をさせていただきます。ご答弁では、小学校が5校と中学校4校の計9校で洋式化が完了しているということでございました。

それでは、全国、そして青森県の状況と当市の整備状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 文部科学省が令和5年9月に公表した全国のトイレ洋式化の状況によりますと、公立小中学校における洋便器率は全国が68.3%、青森県が68.4%、むつ市が39.7%でありましたが、本年9月現在のむつ市の洋便器率は63.8%となっております。

なお、教育委員会といたしましては、今後全て

の小中学校のトイレ洋式化を目指してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今のご答弁では、全国では68.3%、そして青森県では68.4%、むつ市が39.7%ということで、かなり低かった状況だったのですが、本年の9月現在でむつ市の洋便器率は63.8%と、大変進んでいる状況ではあります。体育館自体も避難所としてこれから活用していく上で、洋式化というのは大変急がなければならないのではないかなと思っておりますので、ぜひ早期完了をお願い申し上げます。

それでは、4点目の学びの多様化学校について再質問をさせていただきます。先ほどのご答弁、いろいろ様々教育長のほうからいただきましたが、基本的なところから質問をさせていただきます。

市民から学びの多様化学校のような要望があったのか、義務教育では新しい体系であり、もっと議論すべきではないか、また市民の理解は進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

不登校児童・生徒への支援に関するご要望、ご意見は、これまでも多くの市民、そして保護者の方々から頂戴いたしております。その中には、学びの選択肢を広げてほしいという声も含まれておりました。

ご指摘のように、学びの多様化学校は県内に前例のない新たな取組であり、十分な議論と市民の皆様方のご理解が不可欠であるということは私どもも強く認識いたしております。有識者による学びの多様化学校設置検討委員会を立ち上げ、現在も議論を重ねているところであります。

あわせて、令和7年度末より随時説明会を開催し、丁寧な情報提供と意見交換を通じて市民の皆

様方への周知と理解の向上に努めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それでは、専門スタッフが必要になると思うのですが、確保ができる見込みはあるのか、また箱は立派ですが、専門のスタッフがそろわないのでは、意味がないのではないかと考えますが、その辺はどのようになるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 学びの多様化学校は、文部科学省から認定された学校でありますので、現在の小中学校と同様に県教育委員会が教職員を配置することとなります。

不登校児童・生徒の支援には、より専門性が求められると認識しており、人事につきましては県教育委員会の所轄であります。市教育委員会といたしましても、県教育委員会と連携しながら、適切な教職員の配置に努めるとともに、教員への研修を進め、ハード面の整備に加え、ソフト面の充実にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 教職員関係のほうは、そうなるのかなとは思いますが、再来年の4月の開校を考慮すると、こうなるのかもしれませんが、4月を考えるのであれば、9月定例会に提案すればよかったのに、なぜできなかったのか、また原因は何か。スケジュール管理がきちっとできていないと、4月の開校は無理となると思います。開校までの全体スケジュールがどのような計画になっているのか、詳細にお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 現在の奥内小学校に学びの多様化学校を設置することを決定した経緯につきまして、まず本年3月12日に開催いたしました第25回むつ市総合教育会議において、不登校支援の取組として学びの多様化学校の設置を検討する

方針を決定いたしました。

次に、5月29日開催の第779回教育委員会会議において、検討状況や方針を説明し、6月2日には市長の定例記者会見において設置に向けた取組を発表しております。

その後、6月24日には奥内小学校閉校後の校舎利活用について、奥内地区で地域説明会を開催し、地域の皆様からご理解をいただいたものと認識しております。

以上を踏まえ、9月25日開催の第782回教育委員会会議において、閉校後の奥内小学校校舎を活用し、学びの多様化学校を設置することを承認いただいております。

学びの多様化学校整備事業費につきましては、当初本定例会へのご提案を予定しておりましたが、本年10月に臨時会が開催されたことから、前倒しでご提案させていただいたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度末までに文部科学省への申請を行い、来春には各種説明会、その後夏には体験入学を予定しております。今後におきましても、4月開校に向けてスケジュールに沿って着実に準備を進めてまいります。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） そうなのでしょうけれども、今回4月開校にこだわる理由があるのか、また夏休みが終わってからでもよいのではないのかなと思います。その辺はどのようなお考えなのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 現在令和9年4月の開校に向けて準備を進めておりますが、文部科学省による開校の決定は令和8年度末になるものと考えております。

公立の学校でありますので、教職員の配置は4

月1日付になるものと考えておりますが、入学式につきましては、市内の小中学校よりも一、二週間程度遅らせ、配置された教職員の研修を十分に行った上で児童・生徒を迎え入れる予定としており、4月の開校で問題がないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それは、4月にしか受入れができないのか、また通年で児童・生徒自体の受入れが可能なのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 開校初年度となる令和9年度につきましては、4月の転入学を基本とし、開校に合わせた円滑な登校が可能となるよう、令和8年度中に準備を進めてまいります。

次に、転学につきましては、随時可能ではありますが、面談や体験入学が必要であり、転学がふさわしいかの判定も行わせていただくことから、そのタイミングにつきましては、現在検討中としております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それでは、生徒数、学校規模、定員はどのように考えているのか。また、たくさんのお子どもたちが入学を希望した場合、どのような調整をするのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 学びの多様化学校は、市内の不登校児童・生徒を対象とし、小中学生が共に学ぶことができる小中併置校として設置することとしております。

学校規模につきましては、小学校は1クラス8人の3学級、中学校は1クラス10人の3学級の計6学級54人程度を想定しております。少人数によるきめ細かな支援が可能となるように配慮して、少人数としております。

また、少人数での学びを実現するため、本校へ

転学する児童・生徒につきましては、面談や体験入学を丁寧実施し、本人及び保護者の意向を十分に確認した上で、教育委員会内に協議、判定を行う機関を設置し、より適切に転入学の可否を判断することを検討しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今お話、ご答弁いただいたのですが、利用するほうは限定的であります。運営費は税金でございます。経費、市の負担について、詳細に説明するべきであると思いますが、その辺をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 運営費等の費用につきましては、予算において丁寧にご説明させていただきたいと思っておりますが、本校の対象となる児童・生徒は少数であります。本市ではこどもまんなか社会の実現を掲げており、その具現化に向けて、誰一人取り残さない多様な学びの場の提供を推進してまいりたいと考えております。

財政負担につきましては、開校に当たり、交付金の活用などにより一般財源の負担軽減を図るとともに、持続可能な取組として不登校支援に活用できる基金について、本定例会にご提案させていただいております。今後も市の財政負担の抑制に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それでは、今度は運営に対しての質問をさせていただきます。

運営上の課題は整理されているのか、検討委員会で現在何が検討されているのか。数回だけの検討委員会で議論は尽くされるのか、時間はどの程度費やしているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 現在学びの多様化学校設置検討委員会では、学びの多様化学校の教育課程

を中心に検討を進めていただいております。これまで事前に資料を送付し、あらかじめ検討議題を共有した上で、2回、2時間ずつ開催しており、在籍校に通えず悩んでいるこどもたちが、どのようにすれば学びの多様化学校で力を伸ばせるのか、どのようなカリキュラムで実施するのが適切かについて議論しております。

今月中旬には、3回目の会議を開催し、必要に応じては委員から個別に意見を伺うなどしており、十分に議論を深めることができているものと認識しております。

また、令和8年度においても3回程度の開催を予定しております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 実施設計の予算は、検討委員会等の意見が反映されているのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 設置検討委員会では、主に学びの多様化学校における教育課程をテーマに議論していただいておりますが、そのほかこどもたちが通いやすい環境整備などについてもご意見を伺っており、それらの意見は実施設計に取り入れさせていただいております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） それでは、建設の総予算は幾らになるのか、その財源はあるのか。また、既存の学校をそのまま使えないのか、改修する必要があるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（福山洋司） 建設費につきましては、実施設計において算出されるものであります。現在予算編成も進めておる中で、教育委員会としてはおおむね1億4,000万円程度の想定をさせていただきます。

財源につきましては、文部科学省の学校施設環

境改善交付金のほか、起債を活用し、自主財源の抑制に努めたいと考えております。

奥内小学校校舎は、平成13年の完成後、24年が経過しており、照明器具のLED化、トイレ洋式化のほか、ルームエアコンの追加など必要最小限の工事となるよう努めております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今現在教育研修センターも改修しております。これをなぜ同時進行していかなければならないのか。センターの改修が済んでからでは遅いのか。どのようなご見解があるのか、お伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

不登校児童・生徒数は、年々増加しており、不登校支援は喫緊の課題であるものと認識いたしております。

教育支援センターは、在籍校への復帰を目指す児童・生徒を支援する機関であるのに対し、学びの多様化学校は少人数であれば通うことができる、もう一つの学びの選択肢を提供する新しい学校であり、それぞれ異なる役割を担っております。

こうした多様なニーズに応えるために、両施設の準備を同時に進めることで、不登校支援をより重層的かつ効果的に行い、子どもたちの学校復帰、そして充実な学校生活を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 大変理由は分かるのですが、財政は厳しい状況といつも言っている状況の中で、財政運営の裏づけはあるのか、財政の目標はクリアできるのか、市長にお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） まずは、率直にちょっと残念だなという思いを伝えさせていただきます。

学びの多様化学校につきましては、佐藤広政議

員は青森県PTA連合会の会長もやられて、保護者の代表として子どもたちの思いを今まで受け止めて活動されてきたと。そういった中で、箱が立派だけでは意味がないとか、利用する方が限定的で、事業に対する税金投入の懸念をお伝えいただきましたけれども、54人の子どもたちを受け入れる学校が限定的で、税金の投入への懸念をお伝えいただくと、少人数学校はもう運営できないことになります。

一方で、市の考えとしては、地域に学校を残したい、その思いを酌んで、人数が少数でも残していかなければならない学校は残していこう、そういう思いをお伝えさせていただいておりますし、前回の議会でも佐藤広政議員からは、喫煙者のたばこの喫煙所が欲しいと、そういった限定的な事業をやらなければいけないこともありますし、そういったことも財源を駆使してやっていく、そのことを今までもお伝えさせていただいていました。

そういった意味でも、財源のことを聞かれましたので、率直に申し上げますと、まずは研修センターの移転、これについては通常は先ほど教育委員会から答弁させていただいたとおり、文部科学省の交付金を活用することになりますけれども、学びの多様化学校も同様です。

6月に十和田市が発表しておりますけれども、今年度十和田市立十和田中学校、東中学校長寿命化改修事業に文部科学省の交付金、不採択、ゼロ円交付、こういった状況になっています。国からの交付金をもらうのは非常に難しいです。そういった中で、研修センターは今年度で活用が終了となると見込まれていまして、延長を今求めていますけれども、緊急防災・減災事業債100%の事業に対して7割国から交付税措置される、そういったものを活用して、教育研修センターの事業だけではなくて、地域の皆さんの防災、そういった観

点で受け入れる施設として財源を活用しますので、そういった意味では研修センターの財源は、今非常時ということに観点を置いて7割の国からの財源をもって、通常はゼロ%の交付だったかもしれませんが、7割の財源をもって今やらせていただいています。

一方で、学びの多様化学校は、県内で一番最初の今取組になっております。これには、県にも力をお借りしております、初めてだからこそ、そういう事業には国が交付してくれる。これは、県が国に掛け合っていて、今国の経済対策の補正予算にエントリーしましょうということで、こうなると、約半分弱は国の交付金に当たり、また通常のその裏に当たる地方債も、通常であれば学校教育整備事業債は充当率75%の5割措置。これ補正予算を活用すると、100%の5割措置。こういったように、財政が豊かでないからこそ、今やらなければ不採択になる可能性があります。財源が獲得できない可能性があります。

そういった意味を込めて、今できる緊急防災・減災事業債、今年度で終わるのではないかというもの今年度活用し、学びの多様化学校も今やるからこそ、全国でいっぱいできてからやれば、きっと改修事業費なんて出てくることはありません。そういったことから、財源の裏づけという意味では、こういったように教育委員会と協議しながら、県と協議しながら、国と協議しながら、財源がないからこそ、新しい事業をやるときは自動運転バスも含めて国の予算を獲得してやらせていただいていますので、そのことはご理解いただければと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 今市長のご答弁いただいたのですが、大変あれなのですが、私は反対ではなくて、これを市民の皆さんにしっかりと分かっていたきたい。市民の皆さんの「お金ない、お金な

い、財政厳しいと言っているくせに何なのよ」というような言葉を押さえたがために、今回これだけの質問をさせていただきました。

私個人としては、素晴らしい事業だと思っておりますし、県内初の、また全国でも初に近いような開校であります。ぜひ後押しをしたいという思いを持って、この今回議会で、エフエムアジュール、そしてまたユーチューブで皆様のご答弁を聞いていただいて、市民の皆さんがご理解していただける、こどもたちに対しての予算措置というものは、こうなっているのだということを知っていただきたいと思ひまして、大変内容的には厳しいような質問をさせていただきました。その辺は、私の考えをご理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、こどもたちのためにしっかりと予算を組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ということで、あと15分しかなくなりましたが、様々な質問をしてきたのですが、お買い物支援事業の経過については、ぜひそのアンケート結果を反映させていただければと思います。

次に、除雪体制について再質問をさせていただきます。主担及び副担の2名で対応しているということでご答弁いただきましたが、除雪に関しては様々な地域、道路状況や業者間との連携、また住民の方々の諸事情を勘案しなければならないことが多いのではないかと思います。

そこで、業者のオペレーター育成も大変必要で重要なことではありますが、市の除雪担当者の育成も大変重要なことだと考えております。その辺のご見解をお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） お答えいたします。

除排雪業務につきましては、冬期間の安全安心な市民生活を確保する上で重要であり、各分庁舎におきましても、本庁舎と連携しながら除雪に係る知識や知見等の底上げについて取り組んでおりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 知識、知見の底上げに取り組んでいただいているということではございますが、やはり副担がいるとはいえ、メインの主担の方が常時対応していくには限りがあるのではないかと思います。

むつ市議会第264回定例会において、野中議員が一般質問されている答弁の中では、引継書、口頭での引継ぎということで、スムーズに行っているということではございましたが、かなり専門性の高い分野であると感じております。やはり2人体制で対処するなど、考慮していかなければならないのではないかと思います。ご見解をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（木下尚一郎） お答えいたします。

除排雪業務につきましては、引継書の作成及び口頭での引継ぎにより一定の円滑化が図られておりますが、一方で道路特性の把握など、高い専門性が必要であるとも認識しております。

各庁舎では、当該業務の担当職員は1名としておりますが、市民の皆様からの要望や苦情につきましては、複数人での対応を基本としており、人事異動等で担当が変更となった場合でも、除排雪業務受託事業者との連携を密にしながら、安定した市民サービスを提供できるように対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） ぜひ人事の面でも1人に負担のかからないような組織づくりをお願い申し上げます。

ます。

次は、4項目目の世界を見据えた各種事業の進捗・今後の展開についての再質問をさせていただきます。世界夜景遺産については、様々な事業により順調に数字が伸びていることは大変すばらしいことであり、努力のたまものだと感じております。

それでは、海外展開のうち、台湾関連の各種事業の詳細についてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） まず、これまでの台湾関連の事業といたしまして、昨年2月にALP S処理水放出に伴う中国の日本産水産物輸入禁止措置対策といたしまして、台湾高雄市でホタテの加工品の販路拡大を目指したプロモーションイベントを実施しております。それを契機に、昨年12月には、むつ市、青森県、高雄市の3者で国際交流促進の覚書を締結し、覚書の締結後、本年2月には高雄市政府や公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所主催の各種イベントに招待いただきまして、当市の日本酒やホタテのPRブースを出展しております。

今年度の事業といたしましては、高雄市政府へ市職員を派遣したほか、イベントに招待いただき、観光PRブースの出展や現地でのステージイベントといたしまして、おしまこ流し踊りの披露などを実施しております。

また、本年8月には羅副市長を筆頭に、高雄市政府訪問団が当市を訪れ、初めておしまこ流し踊りへ参加していただいたほか、台湾夜市を再現した閃閃事業で田名部地区に展示した高雄市の提灯も視察していただき、さらなる信頼関係を構築し、10月には高雄市で現地事業者と市内事業者のマッチングを目的とした商談会を実施しております。

市といたしましては、事業者が台湾市場の販路開拓に挑戦しやすい環境整備に取り組んでおり、

これらの事業を経て、むつ市、青森県、高雄市の3者で友好交流協定の締結にも発展しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 海外事業の形は、台湾関連の事業も着実に実を結んでいるのではないかと思います。

続きまして、海外展開のうち、台湾だけではなくて、昨年度のアメリカ・ロサンゼルス関連の各種事業の詳細についてもお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 商工観光部長。

○商工観光部長（山崎 学） アメリカ・ロサンゼルス関連の各種事業につきまして、今年度は年度当初、関税等の影響で、ちょっと不安定な要因等がありましたことから、市といたしましては、ロサンゼルスでの事業展開は一旦様子を見るという判断をいたしました。そのため、ロサンゼルスにつきましては、海外派遣中の市の職員が現地で青森県内の鮮魚や食器、工芸品の現地レストラン等に対する営業が主な取組となっております。

また、昨年10月にロサンゼルスで開催したプロモーションイベント「M u t s u E x p e r i e n c e S h o w c a s e I n L . A .」の成果といたしまして、来年ハリウッドに「M u t s u」という名前のジャパニーズ・フュージョンレストランの新規オープンが予定されており、本年7月には、そのレストランにインフルエンサーやメディア関係者を招待した「S H I M O K I T A D E E P E X P E R I E N C E i n L A」がしもきたツーリズム主催で開催されております。その際には、下北半島の自然や観光、食文化等について紹介され、市内事業者から仕入れた鮮魚などを用いたメニューが提供されたと伺っております。

なお、その際のしもきたツーリズムの関連している取組につきましては、今月5日放送のテレビ

東京系列「ガイアの夜明け」でも取り上げられて、全国で広くPRされているものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（佐藤広政） 関税の関係等で、ちょっと事業展開がなくなったというのは非常に残念ではありますが、昨今の世界情勢を考えますと、リスクマネジメントという言葉があるところに対して、かなり必要なのではないかなと思っておりますが、最大限に考慮していただき、両国との上手なお付き合いをしていただきたいと思います。

これは、提案なのですが、先ほどご答弁にもありましたように、テレビ東京系列の「ガイアの夜明け」で取り上げられたということでありました。むつ市議会第261回定例会では、世界夜景遺産、第262回定例会ではロサンゼルスについて一般質問をさせていただきました。その後について、次年度の計画及び予算に関連することでもあり、興味があったので、質問をさせていただきました。チャレンジすることは行政であっても大事なことでございます。しかし、テレビ等の報道を見ましたが、もっとこの成果をPRすべきと考えます。ぜひ積極的なPRをお願いを申し上げたいと思います。

教育行政、福祉行政、除雪、経済等、るる質問をさせていただきましたが、先ほども述べましたように、チャレンジ、挑戦は、行政であっても必要であります。議会の広報広聴委員会も、今勇猛果敢に新たな取組に挑戦し続けております。私は、外されましたが、しかし基本を忘れず、新しいものを取り入れていく姿勢はとても大事だと思っております。

最後に、この言葉で終わります。「失敗とは進行中の成功である」、アルベルト・アインシュタイン。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤広政議員の質問

を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐藤 武議員

○議長（富岡幸夫） 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。1番佐藤武議員。

（1番 佐藤 武議員登壇）

○1番（佐藤 武） 皆さん、こんにちは。日本共産党の佐藤武です。むつ市議会第266回定例会、一般質問を行います。最後に私が質問に立つのは、皆さん酷ですが、まぶたに目を書いて聞いてください。

1項目めは、クマの被害対策について質問します。今年、全国的にクマの出没が激増し、人的被害も多く発生し、深刻な事態です。出没件数も死傷者を含む人的被害も、最多を記録しています。駆除数も過去最多です。散歩もできない、外に出られない、農作業もできないという声が多く聞かれます。山間地だけでなく、市街地に出没し、緊急銃猟が認められるようになりました。雪が降っても冬眠に入らず、市街地に出てきて人間に危害を加えるという事態が発生しています。

クマの行動域は広く、人の集落が暮らしやすいと学んだクマは、容易には山に帰らないというふうに言われています。原因として、餌不足、人を恐れず食べ物の味を覚えてしまう、山林、里山の荒れ、すみ分けの崩れ、集約化、効率化の名のもとで農業の衰退化、そして高齢化、個体数の増加など様々な要因が挙げられていますが、共通して

いることは人間の自然への関わり方が根底にあるものと考えています。

そこで、1点目として、クマ被害の実態と出没件数の激増、このことについて、原因についてどのように考えているか、お伺いします。

2点目として、市としては短期的にはどのような対策を考えているのか、また中長期的にはどのような対策が必要と考えているのかということをお伺いします。

2項目めは、教育行政について質問します。教職員の労働環境は劣悪であり、ブラック労働とやゆされました。現在も、基本的には改善されているとは言えず、1972年に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が制定されたことによって、公務員で教員だけが超過勤務手当が支給されないシステムがつくられたことが大きな原因だと考えています。

また、教育公務員特例法で人事評価、これは勤務の評価のことなのですが、主任制度など、職階制の導入で教員が管理統制、競争的な環境で働かなければならなくなりました。

地方公務員法に規定されている一般公務員とは異なり、教員の専門性、特殊性を尊重して、学問の自由や研修の自主性と自立性が保障され、広く修養することを認められていたものが、いわゆる上からの官製研修が中心になり、長期休業中の自宅研修や宿泊海外研修も実質できなくなっています。研修の自由の場は奪われてきたと言わざるを得ません。

さらに、時代の変化とともに家庭や地域で果たすべき教育的役割も学校が担わなければならないという風潮が加速されています。こうした中で、教員のやる気と責任感だけに頼った学校や学校教育が行われているのが現状だと思っています。そこで力尽きて、ドロップアウトするということでは

こどもたちも、テストや成績で序列化され、競争をあおられています。自由な時間を奪われ、決まりや規則を押しつけられ、こどもの成長にとって最も大切な遊びの時間と空間を奪われ、人間らしい成長の機会が保障されていません。

教員への管理統制や競争が強まれば、学校環境も居心地のよいものにはなりません。少人数学級を実現し、教員定数を増やすことによって、ゆとりのある行き届いた教育を実現することができると考えています。

そこで、1点目として、教職員の勤務実態、教職希望者の減少や病気休暇取得者が増加していることについて、実態と原因について伺います。

2点目として、不登校の実態、不登校の原因と対策についてどのように考えているか、伺います。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（山本知也市長登壇）

○市長（山本知也） 佐藤武議員のご質問にお答えいたします。

クマの被害対策についてのご質問の1点目、クマ被害の実態と出没件数の激増の原因につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の2点目、短期的対策と中長期的対策についてお答えいたします。まず、市民の皆様には、放任果樹の伐採や餌となる生ごみ等の適切な管理など、生活圏内へのクマを誘引しない環境づくりにご理解とご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。皆様のご協力の結果、クマの目撃件数が減少しており、一定の効果が見られました。

その上で、当市における短期的対策としましては、警察や消防と連携した初動パトロールや緊急銃猟実施などの体制強化を図るとともに、箱わなへのわなベルやセンサー式カメラの設置により、

捕獲を委託している猟友会の負担軽減に取り組んでいるほか、電気柵の支給や放任果樹の伐採撤去に対する補助、餌になるものの適切な処理方法など、誘引物の除去を引き続き推進し、クマを寄せつけない環境づくりを強化しております。

次に、中長期的対策としましては、クマの保護環境の安定化と餌資源の確保による人の生活圏へ侵入しない対策として、環境省に対し、国有林の環境整備や国有林内でクマをはじめとする野生鳥獣の餌となる広葉樹の整備について改善を要望しているほか、青森県に対しましても、クマの生息数や生息環境を正確に把握するための調査手法の精度向上と、次年度の指定管理鳥獣対策事業交付金をはじめとする予算の確保について、強く要望しているところでございます。

現在進めている取組を一層強化し、市民の皆様の安全確保を最優先に、市民の皆様の協力を得ながら、クマとの適切なゾーニング管理も視野に入れた取組を継続してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 佐藤武議員の教育行政についてのご質問の1点目、教職員の勤務実態と教職希望者の減少や病気休暇取得者増の原因についてお答えいたします。

まず、時間外在校等時間の推移ではありますが、小学校では令和4年度37.4時間、令和5年度37.3時間、令和6年度35.4時間となっており、中学校では令和4年度73.6時間、令和5年度58.1時間、令和6年度46.7時間となっております。

また、病気休暇取得者及び休職者の状況ではありますが、令和4年度16人、令和5年度22人、令和6年度13人であり、そのうち精神性疾患を原因とする休暇取得者及び休職者は、令和4年度7人、令和5年度9人、令和6年度5人となっております。

す。

次に、教員希望者減少と病気休暇取得者が増えていることに対する受け止めであります。市として教員採用を行っていないため、全国的な傾向への所感となりますが、全国平均では平成12年をピークに教員志望者は年々減少しており、令和6年度採用では小学校は2.2倍、中学校では4.6倍、青森県においては、令和8年度採用の試験において、小学校1.2倍、中学校2.5倍となっており、教員希望者が減少しているものと理解しております。

また、その原因については様々あるかと考えられますが、教師としてのやりがいや、他の職業では得難い貴重な体験といったプラスの要因に比べ、労働時間の長さ、休みの取りにくさや、多様化する児童・生徒や保護者への対応の大変さといったマイナスイメージが大きいのではと推察しております。

また、病気休暇取得者についてであります。本市においては増えている状況にはないことから、これも全国的な傾向についての所感となりますが、令和5年度の公立学校教職員の人事行政調査によりますと、精神疾患による病気休職者は7,119人で、前年度から580人増加しており、その要因としては、児童・生徒に対する指導に関すること、職場の対人関係、校務分掌や調査対応等の事務的な業務に関することが多く挙げられていることから、そのようなことが原因であると受け止めております。

次に、ご質問の2点目、不登校の実態、不登校の原因と対策についてお答えいたします。まず、直近3年間において、病気や経済的理由を除き、年間30日以上欠席した市内の児童・生徒数は、令和4年度96人、令和5年度148人、令和6年度161人と年々増加いたしております。

不登校の原因につきましては、県教育委員会で

は児童・生徒の登校に対する意識の変化があると分析しているものの、不登校の要因は多岐にわたり、複雑に絡み合っていることから、市教育委員会といたしましては、要因の特定に終始するのではなく、学校復帰に向けてどのように支援していくかを重視しております。

市内小・中学校においては、全ての学校で校内教育支援センターを設置し、現に不登校の状態にある児童・生徒に支援を行っているほか、新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりに日々取り組んでいるところであります。

教育委員会といたしましても、むつ市教育支援センターにおける教育相談や社会的自立を目指した支援を通して、児童・生徒、その保護者及び学校への支援の充実に努めているところであります。

加えて今年度は、特に学校や相談機関とつながっていない児童・生徒を対象に、メタバース空間を活用した不登校支援を新たに実施いたしております。さらには、少人数なら学校に通うことができる児童・生徒を対象とした学びの多様化学校の開校を令和9年度に計画いたしております。

私どもといたしましては、市内全ての児童・生徒とつながり、どの子にも多様な学びが保障できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） クマの被害対策についてのご質問の1点目、クマ被害の実態と出没件数の激増の原因についてお答えいたします。

市内における令和7年の目撃件数は、11月30日現在で、むつ地区が555件、川内地区が150件、大畑地区が263件、脇野沢地区が41件の合計1,009件となっており、捕獲処理頭数は、むつ地区が76頭、川内地区が73頭、大畑地区が23頭、脇野沢地区が9頭の合計181頭となっております。

また、人身被害は川内地区と大畑地区で各1件ずつ発生しており、食害につきましては、現在被害調査を行っている最中ですが、報告されている件数といたしましては、むつ地区が48件、川内地区が35件、大畑地区が18件、脇野沢地区が8件の合計109件となっております。

クマの出没による観光や飲食業への影響につきましては、現時点で観光を目的とした2件のイベントが中止となっておりますが、そのほかの影響につきましては確認されておりません。

出没件数が増加した要因ですが、山の餌不足や人への警戒心が薄れたことによる集落周辺へ分布域が拡大したことや、生息頭数の増加、農作物や放置している生ごみ、家畜用飼料などを餌として認識し、結果的に人間側が引き寄せてしまっていることが推察されます。

また、今年はブナ類の結実が大凶作だったため、秋頃には冬眠前の餌、特に栗を求めてクマの出没が増加したことが要因として考えられます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） それでは、順次再質問したいと思います。1項目めについては、まとめて質問したいと思います。

箱わなの設置見回り等はどうに行われて、職員数等の人数は足りているのか、伺います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

まず、箱わなの設置や見回りなどの業務につきましては、地元猟友会に委託しており、猟友会と連携しながら対応しているところであります。

わなの運搬、回収、清掃、捕獲個体の個体調査の立会い、ごみ処理施設などへ運搬する業務につきましては、市の職員が対応しておりますが、今年のように捕獲頭数が多くなると、担当グループのみでは対応し切れない状況になりますので、状況に応じまして、課あるいは部内の職員が横断的

に対応する体制を整えております。このため、引き続き部内で横断的に対応しながら各庁舎とも連携し、業務に当たっていくこととしております。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 市のほうも、対応に大変苦慮されているというふうに思っていますので、そのときに応じて横断的にぜひ職員の配置をお願いしたいと思っています。猟友会とも情報を共有して、協力関係を強めていっていただきたいというふうに思っています。

あと、緊急銃猟ができるようになったわけですが、その基準、マニュアルを市として持っているのかどうかと、もう一つ、緊急銃猟を行ったか、伺います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 当市では、12月1日付で緊急銃猟対応マニュアルを作成したところがあります。現時点では、緊急銃猟を実施した事例はございません。

今後机上訓練や実地訓練を重ねながら、運用上の課題を常に確認するとともに、関係者間で共通の認識を持ち、マニュアルも必要に応じて更新してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 12月1日にマニュアルをつくったということで、よかったと思っています。これは、あとは実情に応じて改良していけばいいので、ぜひこのマニュアルを基にして、この前県のひな形ですか、出したので、まだ県内でそう多くはないと思って、むつ市は早いほうだと。私の記憶だと、平川市、弘前市ができていて、十和田市が今年中につくると。むつ市は12月1日にできたということなので、早い対応だったなと思っています。

ハンターの人数と年齢構成がどうなっているの

か、ハンターの高齢化、人数の減少は全国的に進んでいます、足りていると思うかどうかお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

地元猟友会から推薦をいただいておりますハンターは31名となっております、平均年齢は62歳となっております。

年齢構成につきましては、20代から80代まで幅広く、20代が1名、40代が3名、50代が3名、60代が7名、70代が15名、80代が2名となっております。現在のところ、地元猟友会から推薦をいただいているハンターの人数は31名となっておりますが、年齢層が高く、特に70代以上の割合が多いため、今後高齢化により担い手不足が生じることについて懸念を抱いているところであります。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 全国的に狩猟免許の中で、第一種を持っている人は限られた人数で、どんどん減っているのです。20年ぐらいで半分以下になっているので、これは全国的な傾向であるし、むつ市でもやっぱり高齢化の問題が出ている。射撃については、経験が必要なので、やはり早めに対策を取ったほうがいいのではないかと考えています。そこは、ぜひ市のほうでも何らかのハンターの確保のために、この後も質問しますけれども、確保する方策を取らなければいけないのではないかなというふうに思っています。そうしないと、今後のクマ対策について支障が出るのではないかなと危惧しています。

ハンターの確保についてですが、これ対策があるのかどうか。ハンターの自己負担が大変大きいのです。資格取得とか、あとは維持管理の問題、これもかなり負担が大きくなると思うので、その点について補助は考えているのかどうか、伺います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） ハンター確保の対策ですが、新たに狩猟免許の取得を希望する方につきましては、青森県が実施しております補助事業や取得に係る流れを窓口で説明することで、狩猟免許取得試験を受けやすい環境づくりに取り組んではおります。

なお、青森県におきまして、ハンターが狩猟免許の取得や猟銃免許取得に向けた講習会の受講料及び銃猟免許取得経費に対し、補助金の交付を行っておりますことから、現在市による補助につきましては考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 射撃については、高い技術と経験が必要なので、あと技能習熟のために中長期的な計画を立てて十分な訓練が必要とされていますので、市としてもハンターの育成、直接市が補助金を出すかどうかというのは、またこれ検討課題だと思うのですけれども、確保するための方針をぜひ持っていただきたいと思います。

あと、ガバメントハンターについては考えていますか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

現在狩猟免許を取得し、今後となりますが、銃猟などの資格取得を目指している職員が現在農林畜産課に配置されております。

また、今年度から有害鳥獣捕獲に従事する猟友会の会員、そして市の鳥獣被害対策業務に従事する鳥獣保護管理専門員などをむつ市鳥獣被害対策実施隊員の特別職として現在委嘱して対応しているところでございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 特に今の答弁ですと、ガバメントハンターに限定した対応ではないということで、そうではないけれども、市で対応できるとこ

ろについては対策を取っているというふうに理解しています。これは、ねばならないということではないので、やはりこれだけ出没件数、人的被害が出てくると、どうしても捕獲をしなければならないということになるので、その点はやっぱり考えていかなければいけないのではないかなというふうに思っています。

緊急銃猟やクマ追い払い活動や警戒パトロール、箱わなで捕獲したときの補助金はどうなっているのか、国の制度としてはどういうふうになっているのか、市として対策はどうなっているのか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（山本知也） 今の質問については、担当部長から答弁させますけれども、ガバメントハンターについては、制度的に広義で捉えられているところがありまして、いわゆる民間の猟友会の皆さんを市の職員としてというのは、先ほど農林水産部長が答弁したとおり、既にむつ市鳥獣被害対策実施隊員特別職ということで、これは市の職員に該当していますので、広義にというガバメントハンターは既にむつ市として制度的にやっているというふうに。何かガバメントハンターが、今補正予算とか、経済対策で議論されておりますけれども、その以前からガバメントハンターとして雇っているというふうに認識していただければと思います。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） ハンターへの報酬についてであります。当市では有害鳥獣捕獲に伴う委託料を毎年度各猟友会と単価契約を締結しております。

今年度の契約内容ですが、クマの捕獲許可1件につき、わなの設置や見回り費用として6万5,760円、捕獲や個体の処分に係る人件費、止め刺しに必要な弾代などの費用として3万380円、

合計で9万6,140円に許可件数を乗じた金額を委託料として支出することとしております。

これらの有害鳥獣捕獲に係る費用につきましては、これまで一般財源からの支出となっておりますが、緊急銃猟に係る経費も合わせまして、人身被害及び生活環境被害防止を目的として環境省が新たに策定した交付金の活用を進めております。

また、市の対策といたしましては、有害鳥獣捕獲におけるハンターの負担軽減を目的にセンサー式ソーラーカメラを導入し、見回り頻度の削減に取り組んでいるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 市長の答弁の中で、ガバメントハンターとしての役割をする職員を配置されているということを知り、むつ市は進んでいるんですねというふうに思いました。

この再質問の中で、やっぱりどの場面を取っても危険を伴う仕事なので、待遇面での補償、補正でも私の記憶だと追加されたという記憶を持っているのですけれども、環境省のほうでも補助金を充実するという事を考えているようですので、ぜひ補償をしっかりとできるように対応していただきたいと思っております。

重複する部分もあるのですけれども、猟友会の人たちも仕事を持って時間を割いて、クマ対策というのは命に関わることであることから、追い払いとか、パトロール、箱わな捕獲、緊急銃猟等のクマ対策において、公務災害あるいは公的な保険、身分保障がある程度必要だと思っておりますが、その点に関してはいかがお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

市が主体となる被害防止対策の遂行中や自宅から捕獲場所への往復途中において、急激かつ偶然な外来の事故によってけがを被った場合の保険金

や、緊急銃猟における市の補償分につきましては、現在市による保険加入の準備を進めているところでございます。

次に、身分保障につきましては、当市では本年度から有害鳥獣捕獲に従事しているハンターを特別職の鳥獣被害対策実施隊員として委嘱しているところでございます。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 危険な業務に携わるということですので、そういう場合を想定してぜひ補償をお願いしたいと思います。

実は、11月7日に共産党の岩淵友参議院議員、山添拓参議院議員と北海道、東北の共産党の議員団が環境省とオンラインで懇談と要望をいたしました。私も参加したのですけれども、その中で環境省も今回の補正でもそうなのですけれども、様々な方策を検討中だということなので、恐らくこれからは充実されていくものと考えています。ですから、万が一のときも考えて、全体的な制度設計をぜひ市でも充実させていただきたいというふうに思います。

次に、分布個体数の把握、これは先ほど触れられましたけれども、市の人材育成、ハンターの育成、森林環境管理、整備、緩衝地帯の整備、里山とか耕作放棄地等の対策についての計画が必要だと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） お答えいたします。

まず、分布個体数の把握についてですが、青森県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき策定しました青森県第二種特定鳥獣管理計画におきまして、ツキノワグマの個体数推定調査が行われており、その計画において推定生息数が示されております。

また、森林環境管理、整備、緩衝地帯の整備に

つきましても、青森県第二種特定鳥獣管理計画において、具体的ゾーン配置について、地域の実情に応じて県と市町村が協議し、判断することとされております。

市職員とハンターの育成につきましては、下北5市町村が策定しております下北半島鳥獣被害防止計画において、具体的な計画を定めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 今実施されているものと、あとこれから考えていくものがあるという答弁でしたけれども、県の調査している個体数で、下北半島でどのくらいかというのは分かりますか。もしも分かったら、教えてください。

○議長（富岡幸夫） 農林水産部長。

○農林水産部長（一戸義則） 県が行った令和6年の生息頭数調査におきまして、下北半島ユニットの区域におきましては、令和6年は345頭が生息していると推定されております。また、令和7年の推定生息数としましては、395頭となっております。

以上となります。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（佐藤 武） 生息個体数と捕獲数を比べると、かなり割合が高いので、ここはもう少し厳密に検討したほうがいいのではないかと。何を危惧しているかということ、保護するということと、あとは人的被害を、あるいは作物の被害を防ぐという両面がありますので、これはどんどん捕獲していくと個体数が維持できないという事態も起こり得るので、そこら辺のバランスが大事だと思いますので、ぜひ県とも情報共有しながら、人間とクマの共生をどうすればいいかということを考えていただきたい。そのために、中長期的な計画を策定すべきだと私は思っています。

では次に、2項目めに移ります。教職員のことについてですが、むつ市の平均在校時間で計算すると、超勤に係る月額というのは幾らになるか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 教員に関しては、教職調整額があり、残業という概念が存在していません。また、給与に関する支払い等に関しては、県教育委員会が所管していることから、回答は差し控させていただきます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 県の所管ではありますけれども、県費負担ですから、それは分かっているのですけれども、結局小学校で三十数時間、中学校でちょっと忘れまして、四十数時間ですか、これで計算すると、とても教員調整額ではカバーできません。今4%です。これから何年かかけて10%に上げる。10%に上がっても、カバーできません。ここをちょっと考えていただきたいのです。どれだけ教員がただ働きをしているか。私の計算でいくと、超勤が月で16時間ぐらいにならないと、教員調整額10%と釣合いが取れないという数字なのです。これは、答えられないので、結構です。そういうことをぜひお伝えしておきたい。ただ働きが大変多いということです。

次に、給特法で超勤限定4項目、実習とか、学校行事とか、職員会議とか、災害などのときの緊急事態、このときは超過勤務を命じていいということになっているのですけれども、事業研究とか教材研究とか、先ほど出ましたけれども、様々保護者対応とか、生徒指導とかということが教員にはあるわけですけれども、これをよく自主的、自発的な労働というふうなことを言うのですが、本当に自主的、自発的な労働なのか、お伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

勤務時間外に行われるものにつきましては、現行法上、そのように区分されているものと理解しております。しかしながら、教育環境、勤務環境改善のために、国に対しては幅広い議論の中で現在の教育現場の実情に即した環境となることを強く望んでおります。

また、私ども教育委員会といたしましては、教職員の働き方改革を学校とともに進め、時間外在校等時間の縮減に取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 1つ確認をしておきたいのですが、今まで自主的、自発的な労働だというふうに言われてきたのですが、先ほど私が述べた業務の中身というのは、私は通常必要な業務だというふうに思っていますが、教育長はいかがお考えですか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 全く同感であります。そして、その教材研究や学級経営のために時間をしっかりと確保するために、先ほど申し上げましたように、市内におきましては学校の協力を得て校務改善に強く進んでいるところです。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） これを認めていただかないと、大変なことになるということで、これが認められないと、それ以外のところは業務命令がないと、しなくてもいいというふうになってしまうので、これでは教育が成り立たなくなるというふうに思っていますので、どうもありがとうございました。

次に、不登校のことについてお伺いします。子どもの権利条約で、こどもは保護の対象ではなく権利の主体であると規定していますが、こどもにも人間としての人権があることが十分保障されているとお考えですか、伺います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 子どもの権利条約は、1989年国連の総会で採択され、日本は1990年署名、1994年批准しております。この条約は、世界の多くの子どもが、今日なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から、子どもの人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。

学校教育においては、もとより子どもの人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないことは極めて当然なことであり、日本では1994年、本条約が発効されたことを契機に、さらに一層教育の充実が図られてきたことと理解をしております。

今後も、子どもが人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて、教育活動全体を通して、子ども、保護者、教職員等の理解を深めてまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） 教育行政において改善に向けて取り組まれてきたということですが、国連の子どもの権利委員会の勧告が2019年でしたか、是正を求められている競争的でなく、伸び伸びした子ども時代を享受できるために、いじめ防止対策強化、ストレスの多い学校環境、過度な競争的システムからの解放を求めているというふうに言われていますが、現状をどう捉えていますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（阿部謙一） 国連・子どもの権利委員会は、2019年に日本に対しいじめ防止対策推進法に基づき効果的ないじめ対策並びに学校におけるいじめを防止するための反いじめプログラム及びキャンペーンを実施すること、ストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化することを勧告しております。

私どもといたしましても、2013年に勧告制定されたいじめ対策推進法に基づき、むつ市いじめ防

止基本方針を策定し、市内全ての小・中学校でも学校いじめ防止基本方針を定め、組織的にいじめ防止対策に取り組んでおります。

また、今年度はむつ市子ども議会において、子ども議員の話合いで、むつ市中学生いじめ防止宣言書を制定するなど、子ども主体のいじめ防止への取組が推進されております。

また、各小・中学校では、日常的な観察や定期的なアンケートによって、子どもの不安や悩み、ストレスを把握しながら、教育相談やスクールカウンセラーの活用を通して、一人一人に寄り添った対応を行っていただいております。

そして、学校現場において、過度に競争的システムは子どもの学校への不応や学習意欲の低下につながるものと考えております。

教育委員会では、各学校に子どもに寄り添った魅力ある学校づくりを求めていますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（佐藤 武） いじめ対策については、むつ市教育委員会、積極的に取り組んでおられるということは理解しています。

これは、不登校との関わりもあって質問していたのですが、不登校の原因、要因というのはかなり多岐にわたる、時代が近づけば近づくほど多岐にわたる問題なので、なかなかこれということがないのですけれども、できることからやはりやっていくということが大事だというふうに思っています。

過度に競争的で管理的にならない学校づくり、ストレスのない学校にしていければいいなと思っています。

ちょっと長くなりますが、最後に一言言っておきたいと思います。学校教育全体についてですが、不足する教員の穴埋めをどうするのかではなくて、なぜ多くの教員が精神疾患になってい

るのか。なぜ多くの若者が教員になりたがらないのか。多忙化を解消しても、本来の教育労働というものから教員が疎外されるという状況が起きているので、これを解消しなければならないと私は思っています。

不登校児の教育機会をどのように確保するか。これは大事です。市でも取り組んで、先進的な取組をやっていますから、これはすごく大事なことなのですが、それだけではなくて、もっと大事なことは、なぜこれだけ多くのこどもたちが学校に行きたがらないのか、学校に行けないのかというところが大事だというふうに思っています。

学校における働き方改革を考えながら、まずは学校とはどんな場所なのか、教師の仕事とは何なのか、それを議論せざるを得ないと思っています。

教育基本法に書いてある教育の目的である人格の完成を目指し、可能にする場所、教師とはこども一人一人の人格完成に寄り添い、支援する仕事であると考えています。

以上で一般質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、佐藤武議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時15分 散会